

[事案 2021-151] 就業不能給付金支払請求

・令和4年3月17日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2020-282] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年10月から令和2年7月までの間に、めまい症、歩行障害、不随意運動症により複数回の入院もしくは在宅療養をしたため、平成29年10月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、令和2年4月から同年8月までの就業不能給付金は支払われたが、それ以外の期間は約款上の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、支払われなかった期間についても、就業不能給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

就業不能給付金を支払わなかった期間は、約款所定の就業不能給付金の支払事由に該当しない、もしくは免責事由に該当するため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院に関する経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の症状が約款に定める在宅療養に該当するか、当該症状が精神障害を原因とするものであるかを判断するためには、医療記録・検査結果等の取り寄せ、担当医への証人尋問、専門医による鑑定などが不可欠であるが、裁判外紛争解決機関である当審査会は、第三者に対する尋問手続等を有しておらず、本件は裁判手続に委ねることが相当であることから、裁定手続を打ち切ることとした。